No.314 2023/7/15

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

インボイス制度の開始に備えた IT 導入補助金の活用

Q 弊所は飲食業を営んでおりますが、今年 10 月のインボイス制度の開始に伴い、レジやソフトウエアなどを購入する予定です。なにか補助金などはありますか？

解説

インボイス制度に対応する際に活用できる補助金として「IT 導入補助金」や「小規模事業者持続化補助金」があります。

1． IT 導入補助金

会計・受発注・決済・EC ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウエア導入費用、また取引関係における受発注者の中小企業等が無償で利用できる場合に、発注者がまとめて行う受発注のソフトウエアの導入費用も補助金の対象となります。

<table>
<tr><th>類型名</th><th colspan="2">商流一括インボイス対応類型</th><th colspan="4">デジタル化基盤導入類型</th></tr>
<tr><td>申請者</td><td>大企業</td><td colspan="5">中小企業・小規模事業者等</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td>1/2以内</td><td>2/3以内</td><td>3/4以内</td><td>2/3以内</td><td colspan="2">1/2以内</td></tr>
<tr><td>補助額</td><td colspan="2">～350万円</td><td>～50万円
（下限を撤廃）</td><td>50万円超～350万円</td><td>～10万円</td><td>～20万円</td></tr>
<tr><td>ツール名</td><td colspan="2">受発注ソフト</td><td colspan="2">会計・受発注・決済・ECソフト</td><td>PC等</td><td>レジ等</td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td colspan="2">クラウド利用費
（最大2年分）</td><td colspan="4">ソフトウエア購入費、クラウド利用費（最大2年分）、ハードウエア購入費、導入関連費（ソフトウエア更新等保守サポート費含む）</td></tr>
</table>

2． 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の費用（税理士等への相談費用を含む）が補助金の対象となります。
免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者に対し、50 万円上乗せされます。

<table>
<tr><th>申請類型</th><th>補助上限額</th><th>補助率</th></tr>
<tr><td>通常枠</td><td>100万円
（50万円）</td><td rowspan="3">2/3以内
（成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4以内）</td></tr>
<tr><td>成長・分配強化枠
（賃上げや事業規模拡大の取り組み）</td><td>250万円
（200万円）</td></tr>
<tr><td>新陳代謝枠
（創業や後継ぎ候補者等の新たな取り組み）</td><td>250万円
（200万円）</td></tr>
</table>

（　）内の補助上限額は、インボイス転換事業者以外が申請した場合

要するに…

インボイス制度の開始に伴い、適格請求書を発行できるレジやソフトウエアを新たに取得するケースがありますが、補助金の対象となる場合もありますので、覚えておきましょう。